

私立幼稚園等預かり保育推進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域での子育て支援の向上を図るため、預かり保育を実施する私立幼稚園等の設置者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下、「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

(1) 私立幼稚園等

私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する幼稚園、学校法人化予定園、及び幼保連携型認定こども園並びに学校教育法附則第6条の規定により学校法人以外の者が設置する幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第4条の規定により学校法人以外の者が設置する幼保連携型認定こども園をいう。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に定める特定教育・保育施設（以下、「特定教育・保育施設」という。）及び「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」4（2）に定める一時預かり事業（幼稚園型）を市町村から受託している、又は補助を受けている幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。

(2) 預かり保育

私立幼稚園等が園則で規定している教育時間の前後、休業日又は長期休業日に、保護者の希望により自ら引き続き在園児の保育を行うことをいう。

(3) 担当教員

教員免許状又は保育士資格を有し、預かり保育を専任担当する者。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、私立幼稚園等が預かり保育担当教員を配置し、園地園舎内で、年間を通じて継続的に開園日の4/5以上の日数により2時間以上行う預かり保育、休業日（長期休業日を除く）にあつては1日2時間以上かつ19日以上行う預かり保育又は長期休業日にあつては1日2時間以上かつ10日以上行う預かり保育とする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象とする経費は、預かり保育の実施に要する人件費及び保育経費とする。

2 補助金の額は、別表に定める預かり保育担当教員数に応じた区分により、知事が別に定める額の範囲内とする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第5条 補助金の交付を受けた設置者は、良好な預かり保育及び目的を達成するため次の各号に掲げる事項に留意して補助事業を行わなければならない。

- (1) 預かり保育の実施に必要な教員の確保を行うこと。
- (2) 預かり保育を行う保育室の環境を整えること。
- (3) 預かり保育の実施について募集要項等に明記し、地域での子育て支援を積極的に行い、周知を図ること。
- (4) 預かり保育にかかる保育料について保護者負担の軽減に努めること。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、知事が別に定める期日までに、私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業計画書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請書の提出期日等)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、私立幼稚園等預かり保育推進費補助金交付申請書(第2号様式)により知事が別に定める期日までに行わなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による補助金の交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、予算科目間において、当該経費のいずれか少ない額の20パーセント以内の変更をする場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げを行う場合は、交付の決定の通知

を受理した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による状況報告は、預かり保育推進費補助事業実施状況報告書(第4号様式)により、知事が別に定める期日までに行わなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業実績報告書(第5号様式)により県の会計年度終了後45日以内に行わなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合において、前条の実績報告書の提出後に当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、速やかに知事に対して報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間(学校法人以外の者が設置する私立幼稚園等(学校法人化予定園を除く。))にかかるものにあっては10年間)保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

(届け出事項)

第16条 補助金の交付を受けた設置者は、法人の住所(法人以外にあっては所在地)、学校名、法人名(法人以外にあっては設置者名)及び代表者名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(暴力団排除)

第17条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があ

るもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実施細則)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成21年2月25日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 第4条第2項中「開園日の毎日」とあるのは、平成23年度に限り、「6月以降の開園日

の毎日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 第4条第2項中の「開園日の毎日及び長期休業日にあつては30日以上の日数」とあるのは、平成23年度に限り、「6月以降の開園日の毎日又は10月以降に開園日の毎日預かり保育を行う体制を整備し3/5以上の日数において受け入れていること、及び長期休業日にあつては30日以上の日数又は10月以降に行う場合には10日以上の日数」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月31日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月22日から施行し、この要綱による改正後の私立幼稚園預かり保育推進費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月2日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。
- 2 第2条第1号ただし書きの規定にかかわらず、特定教育・保育施設のうち、平成26年度に本事業の補助実績がある私立幼稚園等（幼保連携型認定こども園にあつては、補助実績がある私立幼稚園から移行したものに限る。）で、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、補助対象とすることができる。
 - (1) 利用者居住市町村が一時預かり事業（幼稚園型）を実施しない場合
 - (2) 利用者居住市町村は一時預かり事業（幼稚園型）を実施しているが、一時預かり事業（幼稚園型）としての設備・人員基準等を満たしておらず一時預かり事業（幼稚園型）を受託できない、又は補助を受けられない場合

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月14日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月25日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月26日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

(別 表)

区 分	預かり保育担 当教員数
A	—
B	2 人
C	3人以上

区 分	算出方法		
	課業期間中	長期休業日	休業日
預かり保育担 当教員数積算 方法（注1）	6月及び10月に おいて、実際に園児を 受け入れ、預かり保育 を実施した日の預か り保育担当教員の従 事時間を合計した数 を、預かり保育実施時 間数の合計で除した 1日平均人数とする	夏季休業日におい て、実際に園児を受 け入れ、預かり保育 を実施した日の預か り保育担当教員の従 事時間を合計した数 を、預かり保育実施 時間数の合計で除し た1日平均人数とす る	6月及び10月に おいて、実際に園児を 受け入れ、預かり保育 を実施した休業日の 預かり保育担当教員 の従事時間を合計し た数を、預かり保育実 施時間数の合計で除 した1日平均人数と する

（注1）市町村から委託または補助を受けて「子どものための教育・保育給付費補助事業（幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業）」を実施する場合は、当該事業の補助対象児童数に係る保育担当教員数を差し引くこと。